

三条市大規模小売店舗立地審議会条例

平成23年 3 月23日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、三条市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。